

令和4年5月

関係各位

横浜税関

川崎税関支署東扇島出張所廃止後の事務処理体制及び
川崎税関支署の取扱窓口移転について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、税関行政に深いご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、横浜税関川崎税関支署東扇島出張所（以下「東扇島出張所」といいます。）につきましては、令和4年7月1日（金）付で廃止することとなりました。これに伴い、同日付で管轄区域や取扱窓口の一部が変更となります。

同日以降の事務につきましては、下記のとおり取り扱うこととなりますので、何卒ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

謹白

記

1. 管轄区域及び取扱窓口

(1) 管轄区域

令和4年7月1日（金）付で、従来の東扇島出張所の管轄区域（川崎市川崎区東扇島）は、新たに川崎税関支署の管轄区域となります。

(2) 取扱窓口

蔵置場所	通関・収納窓口	保税窓口
横浜市鶴見区扇島 （1番2号を除く。）	川崎税関支署 通関総括部門（収納を含む。）、 通関第1部門（1～24類）、 通関第2部門（25～97類）	川崎税関支署 保税部門
川崎市（川崎外郵出張所の管轄に属する地域を除く。）	〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）2階 川崎税関支署東扇島事務所 ※旧東扇島出張所	

- ・川崎税関支署における通関、収納、保税事務を川崎税関支署東扇島事務所（以下「東扇島事務所」といいます。）に集約いたします。
- ・千鳥町での通関、収納、保税窓口は6月30日（木）をもって閉鎖いたします。
- ・川崎税関支署総務課及び取締窓口についての変更はございません。引き続き、千鳥町の川崎税関支署をご利用ください。

2. 東扇島出張所廃止に伴う事務処理

(1) 通関関係

令和4年7月1日以降に行う輸出入通関手続（収納手続を含む。）等につきましては、輸出入者又は通関業者がAEO事業者である場合を除き、前記1.の管轄区域に従い、東扇島事務所において行っていただくこととなります。

- ・ 輸出入申告に係る通関部門での後続の事務処理は、当該申告の代表税番を担当する通関部門が対応いたします。
- ・ その他、申告の状態別の具体的なシステム対応につきましては、別添「東扇島出張所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について」をご参照ください。

(2) 収納（担保）関係

東扇島出張所に提供されている納期限延長等に係る担保につきましては、以下のとおり取り扱うこととなります。

① 宛先（権利者名）が「東扇島出張所長」のみとなっている官署別担保

令和4年7月1日以降に輸入許可・承認となる申告には使用できないため、新たな担保提供が必要となります。保証期間が同日以降も有効である官署別担保を川崎税関支署で利用する場合は、「権利者の変更についての確認書」の提出が必要となりますので、同年6月30日までに必要な手続を行ってください。

なお、上記に該当する担保を提供されている輸入者又は通関業者の皆様には、別途、東扇島出張所から連絡いたします。

② 宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「東扇島出張所長と他官署の長の連名」となっている一括担保

担保の宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「東扇島出張所長と他官署の長の連名」の記載がされている担保につきましては、令和4年7月1日以降も引き続き、記載がされている宛先官署にて使用可能です。なお、担保の宛先（権利者名）に7月以降の新たな申告官署となる官署の長（川崎税関支署長）についての記載がない場合には、権利者の変更又は官署の追加の手続が必要となりますので、同年6月30日までに必要な手続を行ってください。

② 令和4年7月1日以降の担保の取扱いについて

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に提出された担保につきましては、同年7月1日以降、東扇島事務所（通関総括部門）において取り扱います。

なお、同年6月30日までに「東扇島出張所長」を宛先（権利者名）とした担保を提出される場合は、宛先（権利者名）に「川崎税関支署長」を含めて記載していただくか、「全国の税関官署の長」等の包括的な記載をしていただくようお願いいたします。

(3) 保稅關係

① 保稅關係手續について

保稅關係手續（継続案件を含む。）につきましては、前記 1. の管轄区域に従い東扇島事務所において行っていただくこととなります。

例えば、保稅運送に係る到着確認につきましては、以下のとおりとなります。

【運送先が NACCS 参加の場合】

搬入確認登録の際に税関に事故を通知する場合、令和 4 年 7 月 1 日以降は、東扇島事務所の保稅部門に申し出てください。

【運送先が NACCS 不参加の場合】

令和 4 年 7 月 1 日以降は、川崎税関支署東扇島事務所の保稅部門において到着確認を受けてください。

② 保稅地域コードについて

新たに東扇島事務所検査場（2MC01）が追加され、現在東扇島出張所で使用している検査場コード（2NC00）は削除されます。

東扇島出張所管轄の各保稅店社が現在使用している保稅地域コード（2N～）には変更ありません。（当該蔵置場コードに係る管轄税関官署は、令和 4 年 7 月 1 日以降、川崎税関支署に変更されますが、変更に係る手続はありません。）

ただし、「保稅地域・名称」が「その他」等となっており具体的な場所が指定されていない以下のコードは、東扇島出張所廃止に伴い削除されますので、同年 7 月 1 日以降利用できません。（同年 6 月 30 日までにこれらのコードを使用して申告をした場合で、かつ、許可・承認が同年 7 月 1 日以降になる場合は、引続き利用が可能です。）

本船扱い（2NHHH）、ふ中扱（2NFFF）、貨物到着前申告用（2NJJJ）、
到着即時輸入申告用（2NUUU）、バンニング用（2NVVV）、洋上輸出用（2NYYY）、
他所蔵置用（2NZZ1）、蔵置場（2NWWW）、工場（2NMMM）、展示場（2NGGG）
指定保稅地域（2NDDD）、総合保稅地域（2NIII）

※ 同年 7 月 1 日以降は川崎 2M●●●をご利用いただきますようお願いいたします。

(4) その他

「東扇島出張所長」宛に提出していた書類を令和 4 年 7 月 1 日以降提出される際は、「川崎税関支署長」宛と記載していただきますようお願いいたします。

また、令和 4 年 6 月 30 日までに東扇島出張所長が行った行政処分に係る後続の事務につきましては、同年 7 月 1 日以降、東扇島事務所において対応します。

（後続の事務の例）

- ・ 各種証明（原本照合、通関証明、納税証明等）の交付
- ・ 再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理

3. 問合せ先

令和4年6月30日まで			
川崎税関支署		東扇島出張所	
輸出入通関、 総括関係	川崎税関支署 通関部門 (電話) 044-266-5663	輸出入通関、 通関総括、 収納、 保税関係	東扇島出張所 総括部門 (電話) 044-287-6195
収納関係	川崎税関支署 収納課 (電話) 044-266-5627		
保税関係	川崎税関支署 保税部門 (電話) 044-266-5709		
船舶・取締 関係	川崎税関支署 取締部門 (電話) 044-266-5641		
その他	川崎税関支署 総務課 (電話) 044-266-5621		

令和4年7月1日以降			
川崎税関支署		川崎税関支署 東扇島事務所	
船舶・取締 関係	川崎税関支署 取締部門 (電話) 044-266-5641	輸出入通関、 通関総括、 収納関係	東扇島事務所 通関総括部門 (電話) 044-287-6195
その他	川崎税関支署 総務課 (電話) 044-266-5621	保税関係	東扇島事務所 保税部門 (電話) 044-287-6036

以上

東扇島出張所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して申告・申請等が行われ、許可・承認が同年7月1日以降となる場合の事務処理、同年6月30日までに東扇島出張所長が行った許可・承認等の行政処分に係る後続の事務処理について、具体的なシステム対応は、以下のとおりです。

なお、輸出入申告に係る通関部門での後続の事務処理は、当該申告の代表税番を担当する川崎税関支署通関部門（以下「担当通関部門」といいます。）が対応いたします。

① 輸出入申告事項登録済、申告未済の場合

令和4年6月30日までに申告事項登録を行い、申告未済のものにつきましては、申告官署が2NとNACCS上登録されていますので、同年7月1日のシステム稼働時間以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード」欄を「空白」に訂正し、再度送信していただく必要があります。

② 予備申告済、本申告未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して予備申告を行い、本申告できなかったものにつきましては、後続のシステム処理ができないため、予備申告の撤回を行っていただく必要があります。また、再申告につきましては、同年7月1日以降の管轄区域に従って、担当通関部門に行っていただく必要があります。

※ 同年6月30日までに本申告を行う見込みがないものは、東扇島出張所長に対する予備申告を控えていただきますようお願いいたします。

③ 輸入申告済、許可未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して輸入申告（引取申告、引取・特例申告を含む。）を行い、同日までに許可未済のものについて、

- 申告内容に訂正がない場合は、担当通関部門で後続のシステム処理をいたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続システム処理ができないため、担当通関部門にて手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行っていただく必要があります。

④ 引取申告済、特例申告未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して引取申告を行い、同年7月1日以降に特例申告を行う場合、「特例あて先官署」欄に「2M」、「特例あて先部門」欄に担当通関部門の部門コードを入力していただく必要があります。

⑤ BP 承認済、IBP 未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して許可前引取（BP）承認申請を行い、その承認を受け、同日までに輸入許可未済のものについて、IBPを行う際には、担当通関部門にて行っていただく必要があります。

⑥ 輸出申告済、許可未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所に対して輸出申告（積戻し申告、搬入前輸出申告、特定輸出申告を含む。）を行い、許可未済のものにつきましては、

- 申告内容に訂正がない場合は、システム処理を継続して担当通関部門で後続の事務を処理いたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続のシステム処理ができないため、担当通関部門で手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行っていただく必要があります。

⑦ 輸出許可済のものに対し、船名数量等変更申請を行う場合

「船名・数量等変更申請」は、申告官署又は貨物が搬入された蔵置官署が申請宛先官署となりますが、令和4年6月30日までに輸出許可を受け、同年7月1日以降に当該申請を行う場合、申請官署「2M」を入力し、川崎税関支署を宛先官署とすることが可能です。

なお、輸出許可後の保税運送により、船積港が変更になる場合には、運送到着地を管轄する官署を宛先官署として申請することが可能です。

⑧ IS, IM 承認済で、ISW, IMW 未済の場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長に対して蔵入（IS）承認申請又は移入（IM）承認申請を行い、その承認を受け、同日までに輸入許可未済の貨物につきましては、後続の ISW, IMW を川崎税関支署長に対して行うこととなります。

⑨ 輸入許可済のものに対し、修正申告又は更正の請求を行う場合

令和4年6月30日までに東扇島出張所長から輸入許可を受けた貨物について、同年7月1日以降に行う修正申告又は更正の請求に関しましては、担当通関部門で対応いたします。DLI02 業務を利用して当初申告データを呼び出すことはできますが、その場合には、官署コード「2M」及び担当通関部門の部門コードを入力していただく必要があります。